

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会
開催日時	令和5年5月9日（火）午後2時00分～午後4時00分
開催場所	伊丹市役所 議会棟 2階 第2委員会室
司 会	古家地域・高年福祉課
出席者	松原委員、吉村委員、藤井委員、明石委員、篠原委員、加藤委員、下村委員、川島委員、南委員、太田委員、小林委員、松村委員、望月委員 (以上 13名) (順不同)
欠席者	松端委員、行澤委員、松井委員 (以上 3名) (順不同)
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、吉田健康福祉部参事、川井地域福祉室長、橋本生活支援室長、友澤共生福祉社会推進担当副参事、前田地域・高年福祉課長、丸山共生福祉社会推進担当主幹、千葉介護保険課長、森川障害福祉課長、水谷こども福祉課長 他
会議の成立	委員総数16名のうち13名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	望月委員、下村委員
傍聴者	なし
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 諮問 3. 市長あいさつ 4. 会長あいさつ 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部会の設置について (2) 伊丹市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（第9期）の策定について (3) 伊丹市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について (4) その他 6. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会

2. 諮問

3. 市長あいさつ

市長：昨日の天神川の団地の水害の件で慌ただしくしておりまして失礼しましたことをまずもってお詫び申し上げたいと思います。最初からお詫びで恐縮なのですが、今日は福祉対策審議会の委員の皆様方に伊丹市長として、伊丹市を代表してお礼とお願いを申し上げたくて参らせていただきましたところでございます。

会長におかれましては、平成5年より当審議会の委員としてご尽力賜っていただきました。また、他の委員の皆様方におかれましてもそれぞれのお立場で伊丹市の障害福祉等をはじめとする福祉施策の推進についてご貢献・ご尽力賜っていることに関して改めて感謝申し上げます。

そしてただいま諮問させていただきましたように、伊丹市が施策を進めていくベースとなります様々な計画の策定にあたりまして、ぜひ中身をしっかりとしたものにしたいたいということで、色々な立場の委員の皆様方の中で議論していただき、検討していただき、それを最大限尊重して答申として頂戴し、それを実際に計画策定に反映していきたいとそんな風に思っているところでございます。

そしてこれからの伊丹のまちについて、この場を借りて私なりの考え方を申し上げます。先ほど会長が平成5年以来に就任してちょうど30年となり、長きにわたり感謝申し上げます。一方でこの30年間というのは、日本経済は空白の30年と言われ、なかなか経済も成長しない、物価も上がらないけれども賃金も上がらないという、変に安定したと申しますか、成長がなかった30年でありました。その間世界では色々な、AIやICTなどの最先端技術ができ、GAF Aをはじめとする様々な企業が成長いたしまして、30年ちょっと前のバブル期には日本は世界経済をリードする、ジャパン・アズ・ナンバーワンとかライジング・サンとか言われていたのですが、今やコロナ禍もありまして日本のデジタル化の遅れや社会の非効率的なところが改めて露呈したのかなと思います。

今日こうしてマスクの有無について話をしましたが、コロナ禍も3年数カ月たちまして、先週5月5日にWHO（世界保健機関）の方から世界の緊急事態宣言の終了が行われましたし、今週からは日本でも従来の2類相当から5類に落とす方針が出されました。もとよりコロナウイルスがいなくなったわけではないですけども、平常時に戻していこうと舵を切られたというところでもあります。その中で申し上げたいのは、コロナがあったということもありますけれども、日本社会全体がこれまでの30年とは違う方向にステップアップしていかなければならないことが、概ねのコンセンサスとしてできてきたのかなということです。デジタル化の遅れを取り戻す、さらには環境への対策を進める、さらにはこれまで上がらなかった賃金も上げる。賃金を上げる前に世界経済の変動で物価が先に上がってしまいましたので、大変だったわけですが、物価が上がらなかったデフレ傾向から色々な要素があって物価も上がってきました。賃金を上げることについては、今年の春闘で、

従来は経営側が賃金が上がると大変だということを言っていましたけれども、今年は経済財界のトップである経団連としても賃金を上げることが企業の責務だとまで言われて、政労使で岸田総理も賃金を上げるべきだ、連合の会長ももちろん上げるべきだ、使用者側の経営者側も上げるべきだという話をしています、30年ぶりに賃金も3.何%か上がることになりました。ただ、まだ物価上昇率には追いついていませんので、実質賃金は下がっている状態でありまして、今後とも継続的に安定して賃金を上げていくことが日本社会全体として必要だろうと言われております。申し上げたいのは、これまでの30年と大分違う方向に持っていかなければならない、その転換期に差し掛かったのが現状かなとそんな認識であります。

そういたしますと、福祉の分野においても経済的な背景と合わせて人口構造の変化、少子高齢化がどんどん進んでおりまして、日本の人口が着実に毎年数10万人ペースで減っていき、間もなく団塊の世代が後期高齢者に達するということが、どうすればいいかということです。一方で、ご存じのように世界の安全保障が厳しい環境になってきまして、防衛費も上げなければならないという話もあります。今年1月には、岸田総理が少子高齢化に少しでもブレーキをかけるための異次元の少子化対策と言われ3月末にたたき台を出されまして、具体的にどうするかは来月6月に骨太の方針を決める中で少子化対策の方向性を打ち出すそうです。

申し上げたいのは経済環境が大きく変わってきますし、少子高齢化の傾向は変わらないのですが、それに歯止めをかけるための政策的な展開が予想されている、その中で福祉政策をどうしていくかが問われていると思います。要は財源をどうするか、少ない生産年齢人口でどうやって多くの高齢者の方や障がい者の方を支えていくのか、そういった国のありようが今問われていると思っています。そういう中で国の全体でも足りない困難な状況下ですが、伊丹市も例外ではありません。前々回のこの場で伊丹市は日本全体の人口が減る中、伊丹市においても数年前までは微増傾向が続いていた時代もあったのですが、このところ出てくる人より入ってくる人の多い社会増ではあるのですが、生まれてくる子供たちより亡くなる方の方が多い自然減が大きくなってきまして、社会増を自然減が相殺してトータルとしては微減傾向になっています。そういう中で令和5年度におきましては、子どもを生み育てたいという市民の方には安心して子どもを生み育てていただけるよう子ども施策を充実させるということで、子ども医療費の無償化や保育料の第2子の無償化をさせていただいたわけでありまして、これらもこれまでやってまいりました行財政改革の結果、財源を生み出しまして、これを子どもたちのためにということで施策展開してきたということで、そういう立場でありますので来月の国の骨太の指針には大いに期待してはいますが、ただ報道によれば財源を社会保険にまとめるのか、消費増税は岸田総理が否定されていますのでなかなか難しい、では、どこから金が出てくるのかという話がありまして、なかなかまだ油断は許しませんが、国が積極的にやるべきだ、その中で伊丹市もそれに先駆けてやっていこうということでスタートしたということをご理解いただきたいと思います。

そして、この福祉対策審議会におかれましては、長きにわたって伊丹市の具体的な福祉施策についてご審議を賜り、審議会の答申を踏まえてこれまでやってきたわ

けでありまして、委員の先生方に心より感謝申し上げたいと思います。色々諮問させていただきました様々な計画についても、審議会それぞれのお立場で議論を交わしていただいて、なかなか経済環境・社会環境、難しい状況下ではありますけれども、すべての市民の皆さん方が安心して安全により豊かに暮らせるような伊丹のまちづくりを市民の皆さんとともに進めていきたいというのが私の基本的な考え方でありまして、具体的な政策展開の方向についてご意見賜ればありがたいです。やや長くなり恐縮ですが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

4. 会長あいさつ

会長：平成5年から30年、審議会の委員をさせていただいて、尼崎市や神戸市でも審議会の会長という立場をしていますが、どうしても年を取ってきますと勉強不足、あるいはエネルギー不足などが出てきます。皆さんもそうではないでしょうか。私はそれを自戒しているのですけれども、幸いなことに計画作りは各部会がありますので、その部会の中で熱心で経験豊かな委員の皆さん、さらにはその部会をまとめてくださる委員長、副会長の皆さんがいらっしゃるということで、そういう積年の弊害は起こっていないように思っております。

先ほども市長から諮問をいただきましたが、こういう場を何回も経験してきましたが、諮問をいただく度に、市長はもちろん市民からも委託を受けていますので、計画は市民のため、特に障がい者あるいは高齢者が今回のターゲットですが、その人たちに留まらない家族や、その人たちが働いている会社など色々な影響を受けます。例えば介護離職をしなくていいのかという会社の離職率、そして営業成績も変わってきます。そういう意味では、本当に様々な人たちや分野に影響を与える計画をここから発信していくということで、改めて責任の大きさ、それから社会貢献の重大さ、それを切実に感じる機会でありまして、先ほど市長からこの場で諮問を受けた時に改めて身の引き締まる思いがしました。そういう意味では今回各部会にお願いして市民の生活ニーズ、生活課題に応えるような計画をぜひ一緒に作っていきたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

(市長、公務のため退席)

(事務局紹介)

(事務局より出席状況の報告)

4. 議事

(1) 部会の設置について

(事務局より臨時委員の選出)

(高齢者部会長にD委員、障がい者部会長にC委員で承認)

(2) 伊丹市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(第9期)の策定について

会 長：それでは、次に議事2 伊丹市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（第9期）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より概要説明）

会 長：資料が多岐にわたっておりますので、いくつかのご質問があったと思いますがいかがでしょうか。高齢者部会の方はもとより、他の部会の方でももちろん結構ですのでお願いします。

F 委員、県で何か高齢者、介護保険に関して新しい動きや兵庫県知事の思いはありますでしょうか。

F 委員：県の新しい動きではないのですが、私が分かっているだけかもしれないのですが、高齢者住まいの確保というところで、それが進まなかった原因というか理由は何でしょうか。

会 長：資料2-2、5頁の地域密着型サービス整備数のお話です。事務局いかがですか。基本的には手を挙げるところがなかったということですよ。

事務局：こちらの施設整備が進んでいない理由につきましては、事業者さんの方から適切な土地が見当たらないというようなお声はお聞きすることがよくございます。事業の展開をするにあたりまして、その土地の費用とそれからの経営のことを考えると収支的に少し合わないというようなお声を聞いているような状況でございます。

会 長：これに対して何か方策はありますか。市有地を借地権設定にして、あと建物はファームから借りてくるとか、何か打破する方向性や市のプロパティマネジメントなどの部局とは接触がありますか。

事務局：これまでの中では会長のおっしゃったような内容のことはしていない状況です。今後、施設整備を独自に進めていくということを考えましたら、市の方で土地を確保するであるとか何かしらの行動をすることも考えていく必要があるかもしれないということは思っております。ただ、今の高齢者の方のサービスの利用状況を見てみますと、市内で施設が利用できなくても近隣市または他市に行かれながらサービスを利用されている状況ですので、サービスをどうしても利用できないというような状況に陥っているわけではございませんので、今のその状況と施設整備をどの程度推進していくかということは慎重に検討させていただきたいと思っております。

会 長：ということは、他市で利用されているから逆に整備されてなくても、まだいけているという現状ですよ。

事務局 : 現状ではそうです。

D 委員 : 私の意見ですが、小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護、それから小規模特別養護老人ホーム、3つとも素晴らしい制度です。これがうまくいけば、かなりの人が施設に入らず、在宅で生活続けることができる制度なのですが、問題点はいくつかあります。

1つは、制度としてはよくても、事業者の経営にとっては、土地の問題もそうですが、運営費、人件費をカバーできるだけのものがゲットできないという、そこら辺の大きな課題があります。これは伊丹市だけではなくて多くの自治体でこういう問題に直面をしております。

もう1つは制度設計が間違っているので改善した方がいいという風に思っています。1つの自治体だけでこの事業を展開するのは、事業者としては甚だ難しいです。看護の方は医療機関のバックアップがないとだめだということなので、改善策としては広域自治体へ、例えば複数の市で小規模多機能の地域密着型の特例を認めると事業者としては事業経営が成り立ちます。それをしない限りは規模の小さい自治体になればなるほどこの制度は絵に描いた餅になってしまうのではないかなと思っています。

会 長 : 事業者にとってこれは儲けが出ない、かなり大きなところだと規模の経済を生かしてこういうものを作ればプラスになるしブランド力も高まるんですけど、小さいところではビジネスにならないので手を挙げられません。D 委員がおっしゃったような広域での対応、ただ介護保険は全部事業者が各自自治体ですので、そういう形で広域での連携をするのが1つの抜け道ですね。

D 委員 : 例えば、複数の自治体A、B、Cが1つの事業者を指定してやるような、そういう方向性も考えられなくはないですね。

会 長 : 今回の部会で是非考えてください。

他のご意見・ご質問いかがでしょうか。B 委員、地域福祉計画も作っていただいたのですが、こちらの方で重層的支援体制整備事業を活用して、あるいは乗ってという話があったのですが、それに関連してコメントをいただけますか。

B 委員 : 大きくはたまたま障害福祉計画と介護保険事業計画が同時期に策定いたしますので、重層的支援体制整備事業との関係も含めて、ある意味で相互乗り入れといえますか連携する両者の計画の協議を行っていただきたいというのが1つです。8050 問題は逆に言ったら 5080 問題ですから、そういった総合的な分析ですね。伊丹の中では重層的支援体制整備事業の関係で協議されていませんけれども、最終的にはこの地域包括ケアの日常生活圏域の中で高齢、障がい者・児童の横断的な連携と住民との連携が図られる体制を展望しないといけない。そういうところではまだすぐに話はできません

けど、この地域包括ケアシステムの深化というところの日常生活圏域をどのように、考えていくのかということも少し頭に置いてご審議いただければと思います。

会 長：ありがとうございました。A委員、医師会、医療サイドから何か発言ございますでしょうか。

A委員：先ほどの地域包括ケアシステムに関しては、医師会でもかなり積極的に多職種の連携に努めてきましたけれども、今のお話だと、さらに地域の輪を広げて連携をもっと深めていく必要があると思いました。

会 長：ありがとうございます。K委員、何かございますでしょうか。

K委員：先ほどB委員がおっしゃったように、私は本当に小さなことなんですけれども、地域でもっと高齢者の一人暮らしあるいは認知症の方なんかを支えながら生活していくことができているんです。自分が今、様々なケースを見ていて、例えば最近にあったことなんですけれども、最近と言ってもコロナ禍ではないので大分昔ということになります。高齢者で8050問題に匹敵するようなご家庭があって、その50の方の方が障害を持っていらっしゃる、そして高齢者のお母様の方が認知症になられた、そういう状況の中でなんとか生活してこられたけれども、お母さんの認知症が進んでくると奇妙なことをするようになりますよね。ゴミ捨てる問題で自分のところのくずかごを持ってきてゴミの収集場所へバツと捨てちゃうというようなことを近隣が見ていて、本当に困ったということが民生委員や地域包括支援センターに知らされます。そしてその時に私たちがしたことは、地域包括支援センターと民生委員とそして近隣の方と社協の職員と、それからその方の他市に住んでいらっしゃる家族さんを交えて話し合いをしたんですね。そしたらその近隣の代表の方と私はすぐ傍に住んでいるわけなのですが、そのメンバーでは個人情報を守っているわけなんですけれども、2人がなんとかうまく生活できるようにしていこうと努力したんですね。そしたらゴミ捨てる問題が結構解決して、コロナ禍だったからかもしれませんスムーズに暮らせていました。けれどもお母さんの認知症が進んできた時に、近隣でその話し合いに携わらなかった人が、やはりお母さんの様子がおかしいからと言って向かいのお家に助けを求めに来たんですね。それが助けを求めている様子が普通じゃないので、そのご主人が家の中に入ってみたら、暑くてエアコンがつけられないということと、テレビを付けてほしいという内容だったらしいという推測で、そうしてあげたら落ち着いたというようなことなんですけれども、そこのご夫婦がやはり民生委員のところに来て、こういうことをしたけど良かったのかなというようなことをおっしゃいました。私はその時にもう少し広く近隣がその方の認知症とかそのご家庭の様子とかを話し合えば、もっとうまくいくというように思ってたんですけれども、その方にはもちろん近隣で住んでいれば認知症かどうか分かるでしょうからそのことは申し上げたのですが、そうかと思えばお孫さんが物を盗ったというようなことをその認知症の方に言われたということで、おばあさんに当た

る人が私のところに孫が泥棒だと言われたとすごく怒ってこられたんです。あの人は状態がこうで病気だからと説明したんですが、私には怒ってらっしゃる状態もすべて地域包括支援センターに報告しなければならない義務がありますよね。地域包括支援センターに連絡して他市に住んでらっしゃる家族さんにも連絡したら、即その高齢者の認知症の方は施設入所になったんです。私はそのことで自分が告げ口したような妙な気持ちになって、もう少し地域で暮らせたのに、何も他人にもものすごい害を与えているわけではない、本当に皆がもう少し理解すればまだまだ生活できたのに施設に行っちゃったという残念な思いでたまらなかったのです。そういうことを地域包括支援センターや社協や民生委員や行政やらが一緒になって、個人情報をもみんなで共有するグループができれば、高齢者の認知症の方でももう少しその地域で楽しく過ごせるんじゃないかなと、ずっとそういう思いが続いております。そういう施設を作ることは確かに大事ですが、その手前のところで住み慣れた地域で楽しく暮らせるということをももう少し考えることができないかなという思いが常にしております。以上です。

会 長：I 委員、N 委員と何かございましたらお願いします。

I 委員：そうですね、私たちは老人クラブなんですけれども、この前もフレイル予防ということで伊丹の保健センターの栄養士さんに栄養指導をしていただいたんですね。その講演の中で、やっぱり年を取ると日々邪魔臭くなってきて、そうした中で改めてこれを食べないと、こういう動きをしないといけないということを聞いて、皆さんに元気になってもらっています。またこれからも老人クラブはそういう発信を皆さんにしていきたいなと思うんですね。今、フレイル予防と言われてはいますが、住み慣れた地域で暮らしていくために大変必要なことだと思います。

N 委員：私は途中から伊丹市に入った人間なんですけれども、今かなり多くのマンションができてきていますよね。その方たちと旧からそこに住んでおられる方とのつながりが非常に薄いような感じがしますので、その辺は何とかしていかなければならないのではないかと思います。私が住んでいる地域では、特に分譲マンションに関しましては自治会に入らないというような形になっていますので、どんな方が住んでいるかも全く分からないというような状況です。子どもがいる地域については通学する子どもの顔を見れば分かるのですが、親御さんに関してはどこにどなたが住んでおられるか、お年寄りが住んでおられるか若い人が住んでおられるかも、自治会に入って自治会活動に参加できれば分かるのでしょうけれど、今そういうことをされる人が非常に少なく、小さなアパートに住んでいても入らないという方も増えていますので、もっと皆さんが地域活動に参加するような形になっていかないと次のステップへ進んでいけないのではないかと思います。

会 長：行政の方で町内会の加入率をご存じの方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないなら結構です。加入していない方でも地域活動に参加されている方はいらっしゃ

ると思いますが、1つの目安としてですね。都市部では今50%を切ってきて、特にマンションやタワーマンションなんかができたら町内会というものは存在しないどころか、学校もそうですがPTAがだんだんとなくなっているところも出てきております。

他の委員の皆さんで何かご発言はございますか。

先ほど事務局からもありましたように、今回は介護保険料が大変高騰するという事で、これをどんな風な形で最後結局、市民や議会が関心あるのはここなんですけども、初めから「最後にこれでいきます、議会どうですか。」ではなく、皆さんにご理解いただけるようにしてほしいです。団塊世代が増えてきた時に介護保険料が上がるのは当たり前なんです。サービスが充実すればするほど上がるわけですし、とりわけ前回は上げなかったで、そのリバウンドが今回あると思いますが、なにせ上がることは事実なので、どのように市民の理解を得るかということについては、早めにキャンペーンを行った方がよいと思います。

それからより困っていることは、保険料が上がってもサービスを受けられないという事態が起こりかねません。というのは、福祉人材・介護人材が不足しているからです。ヘルパーも含めどの自治体もそうなんです。だから市が独自でどれだけできるかというのは難しいのですが、サービスが受けられるという状態をどのように担保できるかを考えていただきたいと思います。他府県の利用もそうですし広域の活用もそうですが、郡部の方で満杯状態が収まってきて逆にお客さんがほしいというような時に、身寄りがなく認知症がかなり進んでいる人たちは、とにかく緊急を要するわけですから、他府県の施設の活用も含めて、そこら辺の情報のアンテナを広げていただいたらいいのではないかと思います。

事務局：先ほどおっしゃられていた自治会の加入率の方なのですが、58%となっております。

会長：割と都市部ではまだ高い方ですね。

(3) 伊丹市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について

会長：それでは、次に議事3 伊丹市障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より概要説明)

会長：ありがとうございました。ご意見・ご質問を賜りたいと思いますが、時間の関係で指名をさせていただきます。まずはG委員、M委員と続けてお願いします。

G委員：障害者計画、途中で入らせて頂いたのですが、たくさんの課題があり8050問題が

高齢者の方でも出ておりましたが、障がい者も子どもさんもそうですけど、継続的にネットワークを作っていかなければ、なかなか奥深いものは出来ないのではないかなと思っております。委員会の方でいろいろ議論させて頂いて、私自身当事者なので、また障がいのある兄もいたり、介護保険を受けていた母を見送って、そういう部分もお聞き頂き、皆さんからたくさん意見を頂いて、地域に還していただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

会 長：M委員、どうぞ。

M委員：私もこの2ページ目のアンケートという所で、調査対象の基準というのか、どのように1,500人と設定したのか。手帳3種別の人数比率を反映させつつ身体・療育・精神で選ばれたとおっしゃっていたあたりのことでしょうか。

また、調査対象の伊丹市在住の発達に支援が必要な児童の保護者という点も、発達に支援が必要だとか、保護者が必要はないというなら、認めないと思う人もいる中でのアンケートの結果を聞かせて頂いて、今度実際にアンケートを取るのには前に取った人達とは違う人達となるのか、その思いでいいのでしょうかという所を確認したいです。障害者手帳の所持の有無は問わないとおっしゃっていたので、市立子ども発達支援センターや学校経由で調査を行うということ、前回の回収率がそれぞれ障がい者45%、障がい児80%だったと思いますが。

あとは、会長もおっしゃったように挙げていらっしゃる基本指針の中で、これから話し合われる事だとは思いますが、実際には新しく出た「人材の確保・定着」は障害福祉という所だけではなく、難しくなっているというのは事実なので、それとやはり切れ目のない支援というと具体的にどういうふうにしたらいいのかなという所もイメージしながら聞かせて頂きました。以上です。

会 長：アンケートに関するお尋ねがありました、いかがですか。

事務局：障がい者の方につきましては、まず1,500人という人数設定ですけれども、回収率から回収数を出して、伊丹市の障がい者全体のご意見を統計的に把握出来たと言えるだけの件数を回収するために分母として1,500人を設定しているという所でございます。無作為抽出でございますので、ひょっとしたら前回と同じ方も含まれるかもしれませんし、全く入れ替わる可能性もあるかと。それが無作為抽出の特徴かなと思います。障がい者のアンケートについての説明は以上でございます。

会 長：発達の方は親がもちろん発達障害の認定を受けているという前提で親は理解しているという事ですね。そういうお尋ねだったと思いますが。

事務局：障がい児のアンケートに関してなんですけれども、考えている想定としましては、就学前児童の部分につきまして80名という事で、これはあすばるに在籍している児童の保護者から80名を抽出しており、残りの就学児童に関しましては、身体障がい

児の方が在籍されております伊丹特別支援学校の児童から 30 名程度、知的障がい児の方が在籍しております兵庫県立こやの里特別支援学校であったり、また小中学校の一部につきましては、特別支援学級に通われている児童の保護者を対象としたアンケートとなっております。ですので、一定のご理解・ご認識を頂いている保護者さんを対象にしたアンケートという形で考えております。

会 長：僕がちょっと先走りして、発達障がい児と限定してしまいましたがそうではなく、発達に支援が必要な児童一般という事ですけども、逆に発達障がい児はどうやって把握して、親への聞き取りやアンケートは今回あるんですか。

事務局：今回に関しましては、先ほど申し上げたとおり一定、あすばるであるとか支援学校、支援学級の方で、こちらの方に通われている方を対象に考えております。

会 長：国の調査では、小学校・中学校では 8.8%の障がい児がいるとされており、1割近く、1割を超えるのが実態かと思っております。

事務局：今回も引き続き計画の中で大きな意味を占めてくるかと思っております。

会 長：では続きまして、H 委員、J 委員、G 委員とお願いします。

H 委員：ちょっとお尋ねしたいのが、精神障がい者の人数、2年間で 10%増加と資料にあります。増加の年代、どの年代が多く増加しているのかをお聞きしたいのと、それからもうひとつ、精神障がい者がグループホームにどれくらいの人数が入っているのかをお聞きしたいです。

若い精神障がい者がどうされているのかはわからないが、先ほどおっしゃったように、家族会としては 8050 問題を抱えている状態、高齢者と障がい者が互いに介護し合うという状態に日本はなっている。私達としては先ほど K 委員がおっしゃったように、出来る限り、精神障害というのはグループホームに入れる人もいけどなかなか入れない状態の人もいるので、家族に頼れなくなったり、親が認知症になってしまったとしても、いろんな支援者、地域とかの支援者がいてうまく暮らしていけるのが理想です。だから結局は、精神障がい者の問題は高齢者の問題も両方入っている事になります。

事務局：まずどの年代で増加しているかにつきまして、グループホームの入所者で、精神障がいの方がどれだけ占めているかという数字につきましては、今お示し出来るものを持ち合わせておりませんので、改めて部会の方できちんとご説明させて頂ければと思います。グループホームの入所者につきましては着実な増加傾向にあるという事は今改めて示させて頂きます。

H 委員：先を見据えたら、やはり基本計画にプラスされた人材の確保、これを是非やって頂

きたいなと思います。

J委員 : 今回PTA、保護者の代表としてこちらに来させて頂いているんですけれども、発達障がいをお持ちの方、もしくは発達支援が必要な方のお母さん、グレーと言ったり言い方は悪いですが、グレーで認定を受ける・受けないという、その時点からもうどうしたらいいかわからないお母さん達もたくさんいらっしゃいます。普通学級に入ったけれどもやはりついていけない、でもインクルーシブ教育も進んでいますので、中でどういうふうに仲間として、多様性を認め合いながら、子ども達がうまい具合にミックスされていくのかというのが、今学校でとても重要な課題となっています。

そういう所を支援という形になるとハードルが高すぎて、お母さん、お父さん、ご家族の方が、なかなか相談が出来ない。自分の子どもは病気なのか、何なのか、躰が悪いのか、その時点からずっと苦しんでいらっしゃる保護者の方もいっぱいいらっしゃいます。こういう機会を頂いているという事で、是非ハードルの低い支援を、気軽にいろんな事を相談出来るような支援体制、あとは小学校から、皆さん中学校・高校・大学の事を支援のある中でものすごく考えられているんですね。PTAとしましては、連合PTAで特別支援情報交換会といって、県立こやの里、阪神昆陽の両校に来て頂きまして、進学の説明会等も行っています。そういう所に100名以上の保護者の方がおいでになっていますので、やはり関心はどういうふうに地域で過ごしていけるか、この先この子がどうやって関わっていける社会であり学校であるのかという事にすごく今関心が高いので、そういう点においてもやはり支援を頂きたいと思っております。以上です。

会長 : 今回そういう意味では障がい児は、療育だけではなくおそらく教育委員会とどのような形で連携出来るか、これが大きなテーマになってくるんじゃないかなと思います。とりわけ発達障害を因とするいじめ・不登校等はもろに教育委員会サイドの仕事ですので、やはり計画の中でどういう形で入れるか。子どもの生活と質、あるいは権利をどうやって守るか、従来の計画とは違う質的な面を強調して頂ければと思います。G委員はいかがでしょうか。

G委員 : 今おっしゃったように、子どもさんについてはやはり小学校に入ってからではなく、幼児期における支援・療育的なものがなかなか出来ていない。療育に関われなかった子どもさんがそのまま小学校・中学校・高校に行くような方もすごく増えていて、特に発達の方はこども園とかにぼんと預けてしまって、そこで一日が終わってしまって、お母さんが接する時間とかもなかなかないように思います。その中で親御さんが子どもさんについて、どうしたらいいのかという事を小学校に入ってようやく気付くという事が多くて、その時だとやはりちょっと遅い気がする事が多いんです。ですから切れ目のないという所では、早い段階での支援は必要ですし、支援だけではなく、親御さん、地域で障がいのある方も高齢の方も見守っていく、皆で助けていくという、共生と言われてますけれども、共生の形がはっきり見えてきて

いると思うんですね。近所で、地域でと伊丹は謳っておりますので、そこをしっかりと、地域で住むためにはどうしていったらいいのかを、考えていって頂きたいし考えていきたいと思っています。

あと、先ほどおっしゃった地域での顔見知りを作るというのは幼児期においてすごく大事なんですけど、今働き方改革で、親御さんが保育所に朝早くから連れて行って夕方に迎えに行く。地域にどんな子どもさんがいるかわからない。先ほど自治会のお話でもおっしゃっていましたが、近所にどういった方が住まれているかわからないという状態で、近所の付き合いが出来るのかなというのはすごく思います。やはりここに来られている方はそういう所に危機感であったり、何とかしなければならぬと思われて出席されている方がたくさんいらっしゃると思いますので、方策をたくさん出して、何か突破口が拓けたらいいかなと思います。

あと地域で一人で暮らすというのは、やはり障がいのある方で言うと、特に知的・発達だと、軽度になってくるんですね。重度の方も地域で暮らすために、なんとかそういう安心・安全に暮らせる場所を、作っていただけたいなと。軽度の方は割とグループホームに入っていくやすい。グループホームはたくさんあるんですけども、重度の方のグループホームはあまりまだ無いようですので、そこも何とか考えていって頂けるような方策があればいいかなと、お願いします。

会 長：部会長の C 委員がいないんですけれども、是非部会でおっしゃってください。他の委員の皆さんでこの障害福祉計画以外に、高齢者もそうですけれども、最後にこれは言っておきたいご発言があればどうぞ。

B 委員：先ほどの重層的支援体制整備事業との関連で、特に気になるのが基幹相談支援センターの考え方や整備が今回重要になってくるなというのがこれは一つの私の意見です。それともう一つは手帳あり・手帳なしのボーダレスの所が非常に重要で、そういう意味では生活困窮の自立支援制度等との関連とか、併せて検討する機会を設けて頂ければなというのが二点目です。それとこれは申すまでもないんですけども、昨年国連の障害者人権条約から勧告をかなり手厳しく受けていますよね。これは国の段階で受けているものですから、自治体がそのまま受け止めるという事はなかなか難しいと思いますけど、どういう水準でそれが言われているのかというのは各委員さんが共通認識のもとで、ご審議頂けるといいかなと。特にインクルーシブ教育であるとか、地域生活移行の問題等々について、非常に日本と国連の勧告は乖離していますので、またそういう事的前提の中で伊丹市なりにご検討頂ければと思います。以上です。

会 長：他はいかがでしょうか。先ほど障害福祉課長からありました生活支援拠点の整備ですけど、これは神戸で私も関わっているんですけれどもなかなか重要な事で、且つ神戸が一番進んでいる事が調査をしてわかったんですけれども、神戸のやり方では大変お金がかかるんですね。社協が実際委託を受けているんですけれども一拠点ではどうしても赤字が出るという事で大変難しい問題で、それに対する報告書も最

近出した所なんですけれども、小さな人口規模だけでやるのはなかなか大変で、これはやはり広域的な事ですね、西宮や宝塚、お互いに使える資源を融通し合って、広域とは言いませんけれども近くの近隣の都市との連携という事も考えた方が、緊急時の対応ですね、ショートステイとかこういった事って特に神戸の場合は障がいの方を障害の種類を問わずに引き受けるという事をやったんですけれども、これがかえって障がい者にとっては不自由・不便であるという声も頂きまして、必ずしもいいやり方ではないなど。またその障害の種別を越えて対応できる職員を確保するという事自身が大変ですので、やはり地元の施設を活用していくというような、そのネットワークを作っていくという事をですね、処方箋として書いたんですけれども。高齢者の時にも話に出ましたけれども、いかに広域的な対応を出来るかというような事も、こういう計画はともすれば従来、それぞれの自治体が単位で、その中でどれだけ数値を積み上げていくかという話だけだったんですけれども、それだけでは十分ではないし、難しいという話もたくさん認識されるようになってきましたので、是非広域的な、あるいは隣接都市との連携というような事も、俎上に上げて頂きたいかなと思います。

皆さんから他に意見はございませんでしょうか。それでは本日の議事についてはすべて終わりましたが、最後に事務局から何かありますでしょうか。

(4) その他

(事務局より今年度の福祉対策審議会の全体会の予定について説明)

会長：それでは、本日の会議はこれまでにしたいと思います。委員の皆様、お疲れ様でした。

4. 閉会